

反障害通信

07.12.1

18号

「障害者権利条約」や「障害者差別禁止法」は 反障害＝反差別の道具＝手段になりえるのか？

昨年末権利条約が国連の総会で採択され、日本政府も調印し、国内法との調整の中で、批准へと向かっているようです。

そして、「障害者」や「障害者運動」関係者のなかで、権利条約の学習会や議論がなされているようです。

そういう中で、権利条約や差別禁止法の批判もなされているのですが、「使えるものは何でも使おう」というところで話が収まっていくのでしょうか？

日本の「障害者運動」は、70年代初頭から青い芝に端的に表れる、極めて根源的な問いかけをなしつつ、極めてラジカルな独自の地平を切り開こうとしていました。ところが、その活動の広がりや深化、理論的な深化をきちんと為しえぬままに、断絶ともいえるような状況を生み出し、アメリカの自立生活運動の輸入や、国際的な「障害者運動」の波及、そこからガイアツ的なことを受けて、「人権後進国日本」が世界的な体裁をつくらうかのようなところで、法整備を為していくのにあわせて、議会主義的な働きかけをなしていくところに収束していく構造に陥っているようです。

そもそも障害規定さえきちんとしえず、自分たちを突き出す言葉さえ、百花繚乱、「ひとの数だけことばがある」という状況さえ生み出しています。

さて、話をもどします。果たして、権利条約や、国際的な差別禁止法制定の動きは「使えるものは何でも使おう」というところで、使えるのでしょうか？

その問いかけへの答えは、そもそも障害差別をどのようなこととしてとらえているのかに規定されます。

まず、権利条約を評価し、差別禁止法の制定を謳っているひとたちは、障害差別を排除型の差別としてしかみていないか、そこに偏重してとらえています。中には段階論的な志向をもったひとがいるのかもしれませんが。

障害差別は排除型の差別ではありません、「努力して障害を克服しよう」式の抑圧型の差別があることを押さえたとき、障害差別の根拠としてある競争原理に組み込まれるような、「機会均等法としての差別禁止法」とか、「障害者運動」に自己責任論をもちこむような論理を「障害者」自身が唱えていくことをきちんと批判できるはずです。

そもそも差別をどのようにとらえているのかの問題があります。

「差別はなくなるらない、ただ、いかに抑えていくかができるだけだ」と思っているひと

は、そしてそのような中で、抑圧型の差別が押さえられないならば、まさに「障害者」の存在そのものを否定していく競争原理にのみこまれていくことになります。

このことは、いわば、競争原理から排除される「障害者」と競争原理に一定乗りえる「障害者」との分断をもたらします。今、教育における一部「競争原理に組み込める「障害児」に限ったインテグレーションの遂行と、原則分離の維持・強化が進んでいます。「障害者自立支援法」の精神もまさにインテグレートの対象になる「障害者」を軸に作られ、「重度」と規定される「障害者」を切り捨てることとして作られているということが浮き彫りになってきています。アメリカのADA法の成立の際のロビー活動の中でも「障害者の社会参加の中で税金を納めることにより福祉予算が削減できる」という説得が効果的だったと語られています。そして、その成立の中で、「重度の障害者」と規定される人の状況がきびしくなったという批判も起きています。

それだけではありません。そもそも医療モデルにとらわれ、「障害の否定性」から逃れえず、結局パターナリズムや倫理にすがりしかありえなくなります。

そもそも日本においては反差別として定立した「障害者運動」は青い芝の「絶望からすべてが始まる」というような「解決を求めない」というような出口が見出せない運動として始まったのですが、そのことは生物学的なとらわれから、差別はなくなれないという思い、それがまさにマルクスの意味での物象化そのものであったのですが、そのことを乗り越える理論的深化はまだもちえていませんでした。

今日、イギリス障害学の医療モデルから社会モデルの転換を謳う提起の中で、少なくとも理論の深化のきざしがとらえられてきています。ここから、さらに深化と整理をなしていくときにさしかかっているのではないのでしょうか？

誤解のないように書いておきますが、「使えるものでも、みんなの問題が解決されなければ、使うべきではない」「一部障害者だけがインテグレートされることはいけない」と言っているわけではありません。確かに、一部「障害者」の抱えている問題も解決できるならば解決する道は探らねばなりません。排除型の差別は比較的差別としてわかりやすい、そこからとりかかるといっても、否定できることではありません。

ただ、そのことで、他の「障害者」を抑圧する論理に組みしてはならないし、抑圧していく動きに加担してはならないし、抑圧するところを少なくとも遮断することを組み込まねばならない、そのような論理に組み込まれないような道を探らねばならないのではないかと提起しています。

そのことは、アメリカのリハビリテーション法の中にある、「新しい機器などの開発がなされる際には、その新しい機器の開発がさされることによって、一部のひとが不利益になるならば、早急にその不利益を解消する機器などの開発をしなければならない」という趣旨の条項にその精神は現れています。それはユニバーサル・デザインの思想として示されていることだと思うのです。

そうでなければ、ユニバーサルな運動にはならないし、それは反障害運動の死を意味し、繰り返しますが、それがなければ、パターナリズムの中で、恩恵にすがって生きねばなら

なくなります。

現実主義的なことも必要だけどそれだけではなかったはずです。

現実の関係の中で、存在を否定されていく「障害者」は、生きねばならない、生きることがまず闘いだった歴史があります。ですから、生きることへのしぶとさもありました。ですから、「何でも利用できることは利用する」という論理もありました。けれど生きがたさの中で、それでも、命を賭すことになっても、「自立生活運動」に踏み込んでいった歴史があったはずです。

「何でも利用できるものは利用しよう」ということは、今のこの競争社会の原理が貫徹する社会の仕組みの中では、その障害差別の思想的土台としてある、競争原理、ひいては優生思想にのみこまれてしまうことになります。「障害者運動」サイドからもでてきている「機会均等法としての差別禁止法の制定」という論理にそのことは端的に現れています。

要するに「何でも利用できるものは利用しよう」ということは両刃の剣的に作動してしまうのです。ですから、きちんと両刃の剣的に作動してしまうことを抑止する論理—活動の道を探らねばならないと思うのです。

そのことは根源的総体的なとらえ返すと、総体的なところの中で個別の運動を位置づけていくという観点が必要なのです。

今の「障害者運動」に欠落しているのはこのことではないかと思うのです。それは、運動が社会変革のエネルギーを喪失し、反差別ということが、「現実の個別差別」に対する「もぐらたたきの対処」に収束されていく構図の中で起きていることです。

「そもそも障害とは何か、障害差別とは何か」ということのとらえ返しから、その差別をなくしていく関係性をどう築けるのか、いかなる共同体、共同性を築けるのか、ということの中にしか、「差別のもぐらたたきの対処」に収束していくことから脱していく道は見出せません。

そのことはいまだにとらわれている医療モデルから脱したとき、障害概念は他の差別ともつながることとして再規定されていくことにもつながっていきます。

だからこそ、わたし(たち)は、医療モデルから関係モデルへの転換-パラダイム転換の理論的作業と運動的展開を訴えたいのです。

皆さんとの対話の中での共同作業として。

(み)

HP 更新通知・掲載予定

- ◆「反障害通信 18号」アップ(07/12/1)
- ◆ブログを新年までには始める予定。HPのトップから「ブログ」でリンク
ブログのタイトルは「たわしの雑感&読書メモ」
URLは <http://blogs.dion.ne.jp/hiroads/>

たわしの読書メモ (15)

・野家啓一『クーン—パラダイム』(講談社)

クーンを「<科学>殺人事件」の被告に見立てた裁判の進行という形での、読み物仕立ての展開の妙とも言える、野家さんのクーンの解説書です。

昔からあったパラダイムという言葉が、クーンが新たに持ち出し、そこで「20世紀最大の流行語」とまで言いえるように広めたようです。

パラダイムという概念がでてきた歴史性とか自然科学から社会科学まで広がっていくさまなど面白く読めました。

ただ、クーン自体のパラダイムという語に込めた曖昧さも論争の過程ででてきて、クーン自体がパラダイムという言葉を使わなくなり、「専門母型」「辞書」「解釈学的基底」「模範例」とか言う言葉でのパラダイムという語で出した提起の内容的なことを伝えようとしていたようです。

ただ、パラダイムという語がクーンから離れてさまざまに使われるようになり、そしてわたし自身も、「障害概念のパラダイム転換」ということを強く打ち出しているのですが、このような歴史性をとらえて改めてパラダイムなりパラダイム転換をどう使っていくのかということ深く論考しなくてはいけなくなっているようなのです。

この読み物仕立ての話は、クーンは反科学ではなかったということで、クーンはむしろ「科学を新しくよみがえらせた」というところで、殺人事件の容疑は冤罪だった、という結論に至るのですが、・・・。

クーンは大文字の科学革命、コペルニクス革命とも言いえるようなことから、区別して小文字の連続していく複数形での科学革命ということ突き出しいるのですが、わたしは大文字の革命はもうひとつあり、それが近代知の地平からの革命として物理学のニュートン力学からアインシュタインを経て量子力学の登場に端的に表れる革命があるのではと思えるのです。それは単に自然科学だけでなく、すべての学において起きていることではないかと言えらるのです。

その大文字の大革命と小文字の革命は生物学の進化論の中でもグールドあたりが出している大進化と小進化の区別にもなぞらえることができるのではと興味深く読んでいました。

が、とりあえず、クーン的なところでのパラダイム転換ということが、廣松渉というひとによって、「物的世界観から事的世界観への転換」という意味で展開されている内容としてわたしは押さえなおそうとしています。その核心は実体主義批判なのですが、・・・。

この本から得たことは他にもいろいろありました。

目的論ではない、絶対化しない、進歩史観批判など、科学の現在的姿勢などもパラダイム論争あたりから進んできているようです。

筆者の野家さんの小論文は廣松さんの影響を受けたひとということで、いろいろ読んでいたのですが、どのようなところから廣松さんとの接点があったのか今まで良くつかめていなかったのですが、そのあたりがクーンをはさんでなんとなくつかめてきました。

ただ、どうしても分からないのは、筆者は廣松との対話をしてきたひと、廣松のパラダイム転換あたりから、もう少し深化した論考がないのかなと思ったりしています。一度筆者の他の著作にもあたってみたいなと思ったりしています。

・座談会 広重徹・村上陽一郎・廣松渉「近代自然観の超克」

(『情況 72/9 特集 近代科学技術の宿命』所収)

前著で取り上げられていたもの、当時売り出し中の三人の座談会として企画されたのでしょうか？

ギリシャから近代を経て現在に至る自然観をとらえかえそうという座談会、ギリシャの哲学、自然観の中に現在の自然観に至るさまざまな内容がはらまれていたようです。

その主流ともいべきアリストテレスの自然観が生物学モデルとすれば、近代は機械モデル、要素主義的な世界観として押さえられるようです。そこから今新しい自然観が生まれてきているのですが、廣松さんあたりはそれを資本主義的な関係性の中から規定されていく自然観というようなとらえ方をしています。

このあたりの話を見ながら、自然観の転換なり科学革命というのは大革命やパラダイム転換として、少なくともふたつの大転換があったのではと考えたりしていました。

ギリシャ哲学あたりの議論はおもしろいものがありました。それは青年ヘーゲル派の内部論争においても同じようなことがあったのではと想起していました。

廣松さんが司会役をやりながら、論点をかみ合わそうとしているようですが、それぞれの関心領域のズレのようなことからお互いに話したいことを話して、議論として深化していっていないとの思いを抱きました。更に煮詰めていくとどうなっていくのか、座談会その後の議論を読みたいとの思いが残りました。

・青山武「科学的理性の成立と陥穽」(『情況 72/9 特集 近代科学技術の宿命』所収)

前々項の野家さんの本で紹介されている論文。

科学の官許マルクス主義的ではない唯物史観的とらえ返しとでも言うべき、廣松の科学論とリンクするような論文。

科学的理性の中身としての科学の美学と倫理学から更に科学の科学という展開から、科学の支配と包摂からの再生過程とでもいべき内容をもつての科学論。

・若林一平「武谷技術論を超えるもの」(『情況 72/9 特集 近代科学技術の宿命』所収)

前項、前々項と『情況』から引用されていた文を読んでいて、タイトルが気になって読んだ論文です。

武谷さんはスターリニズム批判の先鋒をきった戦後主体性論争の中で、武谷技術論・武谷三段階論としていろんなところで取りあげられていたひとです。

人間と人間の関係の欠落という批判が取り上げられていますが、そもそも自然と社会の二分法に乗っている、超歴史的法則性という法則の実体化に陥っているという批判もなしえます。当時から、これはテクノラートの支配の路を作るものだという批判をされていたことも思い出していました。

「現象－実体－本質」という武谷三段階論自体がポスト構造主義の本質主義批判や物象化論の中で、もはや過去の遺物になってしまった感があるのですが、主体性論自体も『経哲草稿』の疎外論に留目する中ででてきたのではないかとわたしは押えています。

当時はスターリニズムのドグマに対するアンチとしてそれなりに意味を持った理論だったのかもしれないのですが・・・。

・障害児を普通学校へ・全国連絡会編『障害者権利条約 わかりやすい全訳でフル活用！』 (千書房)

障害者権利条約のもっとも早く出された(?)訳、政府の仮訳も出されていますが、まだ読めていないのですが、何かひどい訳のようで、こちらの方を運動サイドから出された訳として読んでいました。

本編の訳、選択議定書の訳、大谷恭子さんの講演と質疑応答の記録からなっています。

権利条約はひとことでいえば、せめぎ合いの結果できた、パッチワーク的条約。

基本的考えというようなものがとらえられないのです。

まだ、障害問題の施策などない国において、ガイドライン的な意味を持ちえるのかもしれませんが、それなりに施策のある国において、この条約が何か意味を持ちえるのだろうか? との思いを持たざるを得ませんでした。

確かにいくつかの評価しえることはあるのですが(それについては大谷さんが講演の中で指摘しています)、まず障害規定からして医療モデルの枠内だし、キーワードになっている‘合理的配慮’ということは、まさに両刃の剣的な内容を持っています。むしろ、わたしは自立支援法制定のときの、「持続可能な制度」という与党の答弁を想起していました。パイの分け前論、すなわち現行の制度の枠内で、差別の構造をそのままにして、どう調整するかという論理に陥っているとしか思えません。差別ということのとらえ返しも為されているとは思えません。反差別でなく非差別non-discriminationという語を使っていることにもそのことはあらわれているのではないのでしょうか? それって、差別の構造そのものを問題にしえない差別のモグラ叩きのようなことではないかと思えるのです。

いくつか良く評価できることは単なるリップサービスのようなこととしてしかわたしにはとらえられません。たとえば、今日本の社会でも、ひとの命の重さはみな同じだといわれます。ですが、「障害児」が体罰・「事故」で殺されたときの裁判ではまさに「軽い軽い障害児の命」なのです。

大谷さんの講演、かなり権利条約の良い評価をしているし、「使えるものは使う」というところで積極的にとらえているようなのですが、よくわかりません。使える代物なののでしょうか? それに気になっているのは、実際のせめぎ合いの中で条約や法律の条文の解釈が変わってくるという話です。法律関係の条文が解釈で変わってくるというのは、権力側のよいように解釈される法律になっているザル法だという意味です。そんな法律や条令が作られたということは、その条例法律作りで敗北したという意味しかありません。敗北の中でもいかにせめぎ合うのかという問題が出て来ますが、敗北したということはきちんと押さえておかねば、これからの運動がなりたなくなります。

大谷さんの講演で色んな質問が出されていますが、むしろその疑問のほうが運動的にきちんと押さええている問いかけではないかと思うのです。

・廣松渉「科学論の今日的課題と構案—近代知の構成の対自化と超克のために—」

(『思想 1983.10 特集 科学論 近代的学知と生活世界』所収)

今回読書メモ冒頭の『クーン—パラダイム』の中でこの論文の一部が引用されています。

「これらの命題自身は何ら革しいものではない。ハンソンやクーンとその亜流共が恰も新説であるかのように自任している限り彼らの無知蒙昧と夜郎自大を嗤わねばなるまい。」

この廣松らしからぬ批判が気になって、このような論文は廣松のどこかの単行本に所収され、読んだはずとの思いがありましたが、移動先で読書記録も本も手元になく確かめえず、古本をインターネットで検索して雑誌(『思想』)を購入しました。

後で、『廣松渉コレクション5』(情況出版)で既読だったことを知ったのですが。

廣松の言わんとしているのは、クーンは物理学を軸にしてパラダイム転換を問題にして、それがパラダイム転換論の走りとして、広まったけれど、それ以前に認識論・哲学の世界では既知のこととしてあったという内容です。

そのあたりはマルクス—エンゲルスが青年ヘーゲル派から脱し、疎外論から物象化論に転換していったところにその転換がみられるという内容になるようです。

ただ、そのマルクス—エンゲルスの物象化論を、廣松は更に「廣松物象化論」として展開しているわけですが、残念ながら、クーンのパラダイム転換論は広く知られているのですが、廣松のパラダイム転換論はまだマイナーなままにされています。

ですから、パラダイム転換という言葉がかなり使われるようになってきていますが、廣松的な意味で使っているひとは余りみられません。

障害問題についても然りです。

今、イギリス障害学が突き出した地平がまさにパラダイム転換の内容を持っているのですが(というより、衝動を持っているというほうが正確ですが)、その内容がきちんと押さえられていないが故に、転換しているつもりのひとが転換しえていないし、まだ、きちんと転換なしえている文も見出しえていないのではないかと思います。

わたしがなさんとしているのは、まさに、廣松的なところでのパラダイム転換と言えるところと自負しています。

・横塚晃一『母よ！殺すな』(生活書院)

すずさわ書店から出されていて絶版になっている本のリメイク版です。新たに「横塚晃一 未収録の書き物と発言」「横塚晃一への追悼文」「シナリオ さよならCP」「青い芝の会・歴史」「解説 立岩真也」がすずさわ書店版に加えられています。

「障害者運動」サイドから復刻の話がでていたのですが、結局運動サイドからは出しえず、立岩さんの尽力でリメイクされたようです。立岩さんは青い芝の活動の再評価をしていたひと、そういう意味で、運動的にきちんととらえ返していく作業として大きな力になっているのですが、やはり運動サイドから出せなかったのは、運動の力の弱さを象徴していることとして、寂しい思いがあります。

・渋谷要『ロシア・マルクス主義と自由—廣松哲学と主権の現象学Ⅱ』(社会評論社)

渋谷さんは廣松渉さんから影響を受けたひと、わたしの廣松物象化論学習の中で出会っ

た本です。廣松さんの運動的なところへのコミットメントを継承しつつ論を発展させようというところで面白く読めました。「ロシア・マルクス主義」の破産、レーニンからスターリンに至る「社会主義」の破綻を展開してみせています。国家所有、国家統制計画経済ということが持つ意味ということを解き明かしています。ネグリあたりのアウトノミア運動などとのリンクというようなどころでもいろいろ考えさせられました。

「ロシア・マルクス主義」＝「社会主義」の破産を「共産主義国家」の破産として、「資本主義社会は変えられない」と、語る言説があるのですが、そもそも「共産主義国家」など論理矛盾と言いようがないことだし、一国社会主義の建設自体がありえないということが語られています。レーニンのときから始まった、「新経済政策＝ネップ」自体がすでに、資本主義へ舞い戻った、国家資本主義だったという指摘もなされています。

そもそもマルクス自体が「社会主義」などという言葉をほとんど使っていないという指摘も廣松さんがしています。

さて、この本の中で疑問を感じたこと、このひとはどうも「社会主義市場経済」という論理に陥っています。そもそも「社会主義」などというものをどうとらえるのかということがあります。このひとは資本主義と「社会主義」の区別を、「資本の論理が貫徹した市場経済の論理が貫徹する社会」と「人の幸せが何かということで共同性の論理で統制された市場経済」というところで、考えているようです。かつ、市場経済が、需要供給のバランスということが市場経済のもとでうまく行っているが、国家計画経済は破産する、だから市場ということを経過的に「社会主義」なるものの中でも維持しよう、と筆者は考えているようなのです。ですが、そもそも資本主義は資本の論理を貫徹させようとするわけで、確かに共同性の論理も修正主義的に持ち出さざるを得ないのですが、資本の論理－競争原理が貫徹する市場経済に幻想を抱き、更に「意識が経済を規定する」という論理に陥っているのではないのでしょうか？

そもそも障害問題の立場から展開していけば、問題は労働が価値を生み出すという物象化で、労働力の価値が問題にされるところで、市場経済がなりたっているわけですから、そうでない市場経済がどうしてなりたつのでしょうか？ そのあたりのことがきちんと展開されていません。

もうひとつ、この本は法則性の物象化というところで、物理学について、かなり精細にコメントしています。そのあたりすごく勉強になったのですが、廣松の法則性についてのブレというか変遷を指摘しているところは、理解できませんでした。どうも筆者の読み違えとしか感じられないのですが、わたし自身の再度の廣松の読み直しが必要になっているようです。

お知らせ

◆ホームページは横書きのテキストファイルに近い形で作成しています。印字でうまく出ないとき、読み込めないときはメールで連絡ください。また縦2段組みで印刷したものもあります。こちらが欲しい方も連絡もらえれば、メール・郵送にてお送りします。

反障害原論—障害問題のパラダイム転換のために—(16)

三村洋明

第5章 反障害運動論

第3節 反障害運動の方向性—新しい流れを生み出すために

これまで、障害とは何か、障害差別とは何かということを書いてきました。その中から自ずから、方向性が見出しえます。

今、この反障害原論をまとめる作業に入っていますので、ここでは簡単にアウトラインだけ示しておきます。

障害に対するとらえ返しからアンチとしての定立した反障害運動

障害を、その関係性の中にある障壁と抑圧から障害として浮かび上がる、関係モデルとしてとらえたとき、関係自体をどう変えていくかということが問題になります。

その関係がどういう関係か、そのことを障害差別の土台は何かということからとらえ返そうとしました。すなわち、ひとの生きる営為の中で労働ということが、市場経済の中で、商品価値を生み出す労働という物象化の中で、労働力の価値というところで、ひとが価値付けられる今の社会の中で、そこで商品生産労働というところで生産性が低いとして(偏見も含んで)、排除と抑圧があるということを押さえたわけです。そのことは資本主義社会のイデオログたちのみならず、別の選択肢を選ぼうとした「社会主義者」もとらわれ、抜け出せ得なかった物象化だったわけです。

そして土台のならず、意識的な背景というか、差別意識の基底として競争原理と優生思想が障害差別の意識的基底としてあることも押さえました。

さて、問題はそもそも障害規定さえ、きちんとなされてこなかったし、障害差別の構造ということをとらえ返す作業さえきちんとなされてこなかったことがあります。

そして、差別を単に障壁としてとらえるところから、しかも偏見というところに収束し、また「能力障害」というところで「能力障害」を能力主義的にリハビリテーション的に向上させることによって、機会均等として「障害者」の社会参加を謳っていくことが今の「障害者運動」の主流的な流れの軸となってしまっています。

わたしはこの原論の中で、相対的排除、抑圧型の差別、同化・融和という概念を持ち出しながら、そのようなところの「努力して障害を克服しよう」という形の差別の存在があることをとらえ返そうという提起してきたわけです。そのとらえ返しが欠落したところでは、一定社会参加を果たした「障害者」も相対的差別の構造から抜け出せていない、結局、慈悲や恩恵のもとで生きざるを得ない構造を示しました。

運動の中の反障害の思想と文化

さて、前節にも書いたように、日本の「障害者運動」は外国の運動のインパクトを受けて展開しているような誤解があるのですが、実は、いろんなラジカルな提起をしてきたわけです。

そしてその提起—運動の中にめざすべき将来の関係性が現れてくるともいえます。その提起のいくつかを示してみます。

(イ)できる—できないという言説に対する「どうでもいいじゃん」

—能力主義としての「できること」の反対語—

日本においては外国の「障害者運動にはあまりみられない能力主義批判ということがラジカルになされていました。『反発達論』というタイトルの本も出されています。

以前、能力主義批判をしているときに、「では「できること」っていけないことなの、親が子どもが成長していくのを喜ぶ気持ちって悪いことなの」という反応がかえってきたことがあります。

青い芝の横塚さんが、日本における「障害者解放運動」の、もはや古典となった『母よ！殺すな』という本で、「障害者運動」を担ってきた障害者でさえ、自分の子どもが生まれたときに、思わず子どもが「五体満足か？」とみてしまう。そのことが自分自身の存在を否定することにつながるというのに、・・・そのことが、障害者差別の基底的なことではないか」というようなことを書いていました。そこにおいてさえ、なおかつ、そのとらわれから脱しようという「障害者」の言説は出てきています。

さて、必ずしも親が子どもの成長を望んでいるわけではありません。「五歳までに子どもは親に幸せのほとんどを与える」というようなことを書いている文をみたことがあります。そういう意味で、このまま大きくならないでという思いを抱く親もいるようです。「ブリキの太鼓」という映画で、ナチス・ドイツの時代にその社会を嫌悪し、大人になりたくないと成長を止めてしまった子どもの話を描いていました。だから、「できるようになること」一般が良いこととされているわけではありません。では、逆に「できるようになること」は「障害者差別の根拠としての能力主義」として批判されることなのではないでしょうか？

この間で混乱があるようなのです。

「できるようになることがいい」の反対は「できないままでいい」ということではないのです。「できないままでいい」ということには「できるほうがいい」という価値観にとらわれていて反転させてみせていることです。

このあたりのことは、立岩さんが「障害はないにこしたことがない」という主張に対する細かい批判的分析をしたことにもつながっているのですが、・・・

さて、問題は「できること」一般ではありません。たとえば東南アジアだけで広まっているガバディとかいうスポーツで「できることがいいに決まっている」というひとはいません。たとえば剣玉なども同じようなこと、「どうでもいい」とされます。

何かできることの中でむしろ、「できるべきこと」、「できるにこしたことがない」ことがあるようなのです。それをとらえ返していくと、今の産業社会とか言われるところでは、「標準的人間像」というものが描かれていて、それをもとに「本来できるべきこと」というような発想が生まれているようなのです。さらにそれがどこから来ているかという分析を深化していくと、身辺自立と労働力に関わるのが、「できるべきこと」「できるにこしたことがないこと」となっているのではないかと言い得るのではないかと思います。

で、そこを押さえた上で、「できるべき」「できるにこしたことがない」の反対は何でしょうか？ 注意しておかねばならないのは、「できる」一般ではなく、「できるべき」「できるにこしたことがない」ということでの、いわば能力主義としての「できること」で、その反対はもうすでに書いているように「どうでもいいじゃん」ということなのではないか

と思うのです。

そのあたりを取り違えると、「どうでもいいじゃん」ということを逆に、ひとが「〇〇で
きるようになりたい」ということ自体を否定することになりかねません。

それはひとの意思や欲望自体を否定することもなりかねません。

むしろ、「〇〇すべき」という発想から、「何をしたいのか」というところにひとの生の
軸を転換することではないでしょうか？

今の社会は一体ひとは何をしたいのか、ということがあいまいになり、何のためにそんな
ことをしているのか、分からない社会になっています。今の社会は、どうもお金が支配
する社会なのですが、お金をもうけて何をしようとするのか、一体ひとの幸せが何である
のか、そんなことをさておいて、とにかくお金儲けをするというような社会になっていま
す。学校における勉強も、勉強したいから勉強するでなく、試験のために勉強する、そし
てその勉強したことが、学歴以外はほとんど生かされないような勉強になっています。

「標準的人間像」の中で、「〇〇すべき」という中で、今の社会は窒息状態に陥ってきて
います。それを他者に転化するようなこととして今社会的に取り上げられている「いじめ」
があります。それを説教によって解決しえるというような幻想を抱いているひとがいるし、
愛国心とかで幻想的な共同性の中で解決しようと錯誤の道に踏み込もうとしているひと
もいるようなのですが、いじめは競争原理—能力主義の中で起きてきていることです。その
ことを根本的なとらえ返しをして、転換を図って行かなくてはいけないと思います。

さて、「障害者運動」の中で突き出されたことは、「障害者に住みやすい社会はみんなが
住みやすい社会」ということです。その社会像を描くにあたって、どういうことが問題に
なるのでしょうか、ひとつのとらわれから脱していく必要があります。そのことのキーワ
ードが「どうでもいいじゃん」ということではないかと思うのです。

繰り返しますが、「何々したい」ということに対置する「どうでもいいじゃん」でなく、
「人の標準的な像としてこうあるべきだ」とか「できるにことたことがない」とか、「〇〇
できるべきだ」ということに対置する「どうでもいいじゃん」ということです。

今、日本語の「もったいない」ということばを、エコロジー的な運動のキーワードとし
て取り上げるような動きがでていますが、それに類比することとして、反障害運動—反差
別運動のキーワードとして「どうでもいいじゃん」がとりあげられないものかと思ったり
しているのですが、・・・。

能力主義や競争原理、そして優生思想に対峙したとき、そこからどのような「社会」—
関係性を作っていくのかがみえてくるはずです。

(ロ)「はやく、ゆっくり」

このことばは、日本脳性マヒ者協会（青い芝の会）の故横塚晃一さんが残したことばで
す。

青い芝は、親による障害者殺しに減刑運動が起こることに対して、「障害者は殺されて当
然の存在、生まれてくるべきでなかった存在なのか」という告発をし、また交通機関から
排除されることに対して、バスへの乗り込み運動（「バスジャック」という報道がされまし
た）を行っていったその運動の中心にいた存在で、『母よ！殺すな』という著書を残し、理
論的運動的な核として動いていたひとです。彼には介助者がむしろ順番待ちしていたとい

う魅力的なひとであったようです。その介助記録が『はやく、ゆっくり』というタイトルで印刷されて残っています。

立岩真也さんが日本には「障害者文化といわれるものが二つある。ひとつは、青い芝の突き出した文化、もうひとつがろう文化」という趣旨のことを『生の技法』という本の中で書いていました。その「青い芝」の突き出したことはさまざまあるのですが、その端的なことばがこの「はやく、ゆっくり」ということばはないかと思っています。

このことばは、一見相反することを言っている、矛盾したことばのようにとらえられません。

「はやく」というのは、たとえば端的には、被障害者が殺されていく状況がある、その状況は何かしなきゃいけない、そういう意味では「はやく」が求められる、しかし、「はやく」ということをもとめる「健全者文化」の中で、「障害者」が存在を認められない、殺されていく状況があり、「ゆっくり」ということが「障害者」の文化として広めていくことこそが「障害者」にとって必要なのだということがあります。

これは立岩さんも書いているのですが、今日の日本の「障害者運動」は、まるで「国際障害者年」以降の世界的な「障害者運動」のインパクトを受けて始まったような誤解を生み出しているのですが、この青い芝の突き出した地平は、世界的に見ても、ラジカルな（『過激』な・根源性をもった）運動としてあったわけです。確かに、青い芝の突き出しは整理されたものではなかったのですが、それをそれに続く人たちがきちんと咀嚼し、再構築して作業を怠ったがゆえに、日本の「障害者運動」が衰退し、外国における「障害者運動」の波及を受けたガイアツによる法律の見直しのところで福祉政策が進み、それに呼応する形でしか動いて来れない事態を生み出したのではないかとわたしは考えています。

この相反するような二つのことばは決して矛盾しません。それは前項で書いた、「どうでもいいじゃん」ということばにもつながっています。そもそも、ひとの標準的に人間像の押し付けに対して、それらのことを時には反転させながら、人と人との関係をどう作っていくのかを軸において、「どうでもいいじゃん」ということを突き出していくことです。できなければならないという押し付けを跳ね除けるということと、できること自体を否定するものではないということにそれはつながっていきます。はやくということ否定しないけど、はやくなければならないということは否定する、そんなところで、何が必要なのかということを求めていくこととして、この「はやく、ゆっくり」ということばがあるのではと思っています。

(ハ)ユニバーサル・デザインの思想

これは日本の運動に特有ということではないのですが、ユニバーサル・デザインというのは、「視覚障害児」が一緒に遊べるおもちゃ作りとしての中でおきてきたこと、それは単におもちゃ作りにとどまらないで、国際障害者年の行動計画の中の「障害者の住みやすい社会は、みんなが住みやすい社会」ということや、アメリカのリハビリテーション法のユニバーサル・デザインを法的義務とする条項にも、それにつながっています（*）。

それが今、運動の論理として、運動の方向性として提示されてきています。それをユニバーサリーゼーションとして示しうるのではと考えています。

（*）もうずっと以前に、「商品開発・発売において、一部のひとが不利益になるような

商品を開発発売する際には、その一部のひとを救済する開発をしなければいけない」というような条項があるという文を見たのですが、その書を探しません。今、情報アクセスにおいて、508条がまさにユニバーサルな義務付けをしていることは確認できるのですが、・・・。

反差別への広がりと深化

(イ)ユニバーサリーゼーションとしての反障害—反差別運動

アメリカ障害学の父といわれるゾラは、医療消費者運動、高齢者問題につなげる「障害者運動」のユニバーサルな性格を提示しました。そのことは公民権運動、反差別ということにつながっていきます。

そもそも日本語的には、障害ということばは差別とほとんど重なっていきます。

もちろん、差別の位相の違いということがあります。障害差別は「できないこと」をベースにした差別として押さええます。しかし、そもそも、その「できる—できない」ということがなぜ浮かび上がるのかというところに、差別の構造ということがあり、それが他の差別の根拠としての“差異”を浮かび上がらせるという差別の構造の普遍性も押さええます。

その上で、さらに公民権運動が結局現代的には、機会均等競争原理に飲み込まれているという批判をしつつ、そこから抜け出しうるユニバーサルな運動の方向性をみいだしていかなければなりません。そのためには、現代的な差別の大きな流れということ、すなわちグローバルリーゼーションの流れをつかんでおかねばなりません。

(ロ)資本主義的—新自由主義的、<帝国>としてのグローバルリーゼーションと対決するユニバーサリーゼーション

今、世界的に進行している事態をグローバルリーゼーションということばで端的に表せます。そして、それに対抗する運動はかつては反グローバルリーゼーションということばで表していました。ただ、これだと、単に歴史の歯車を逆に回すだけではないかとか、差別をなくしていく普遍的活動を否定するのかという批判も出ていました。そこで、スーザン・ジョージあたりがオルター・グローバルリーゼーションという概念を持ち出しました。「もうひとつのグローバルリーゼーション」という訳になるようです。でも、これでは対抗軸がはっきりしません。

そもそも、グローバルリーゼーションと言われていることは、そもそものことばの意味からして「普遍化」という意味ですが、現代的な意味では、「世界資本主義的グローバルリーゼーション」「新自由主義的グローバルリーゼーション」「競争原理主義的グローバルリーゼーション」「<帝国>的グローバルリーゼーション」ということばで表しえるのではないかと思います。

「文明的な生活を普遍化する」「豊かな生活を広げていくのだ」（もちろん、「何をもって豊かというのか」と問う必要があります。）という幻想をふりまきながら、環境破壊などを伴いながら収奪の中で格差を広げ、差別を拡大再生産していく構図がはっきりしてきています。

では、それに対抗する運動をどう表しえるのでしょうか、環境破壊ということだけを問題にし、文明の否定という脈絡の運動に走るならば、反グローバルリーゼーションでいいのです

が、貧富という格差をなくしていくとか、豊かさを追求するとか、差別をなくしていくという意味での普遍化を否定しないならば、反グローバルゼーションということばでは表せなくなります。そこで、グローバルゼーションに対抗する運動を前述したようにオルター・グローバルゼーションということばで表しても、中身が伝わりません。カウンター・グローバルゼーションということばだと少しは対抗しているということは伝わりますが、それでも中身が伝わりません。

ここで、わたし（たち）は、‘ユニバーサリーゼーション’という造語を作ったらと提起します。語学を苦手になっているわたしにはよく分からないのですが、‘ユニバーサリーゼーション’ということば自体はすでにあるのかも知れません。それはグローバルゼーションと同じような意味なのかも知れません。ただ、「障害者運動」の中で語られてきた‘ユニバーサル・デザイン’ということばがあります。そもそもは、「視覚障害者」も一緒に遊べるおもちゃ作りということの中で作られたことばのようですが、それがバリア・フリー、障害の除去という意味で普遍的に使われだしています。それをもう一步踏み出して、差別の除去という意味での普遍化として、‘ユニバーサリーゼーション’ということばを使おうという提起です。

書き言葉で、もう一つ伝え切れません。こういう場合には、手話という言語の方がイメージがつかみやすいようです。聴者が手話を作るというのは、当事者性を踏み外すと批判されることですが、容赦願って書きおきます。

「世界を抑圧的に上から覆う」ということでグローバルゼーションが表せるとしたら、ユニバーサリーゼーションは「世界を下から湧きあげるように覆す」という表現になるでしょうか？

ユニバーサリーゼーションの中身を問い返しつつ、ユニバーサリーゼーションが「世界を救う」—新しい世界を生み出すと言いえることではないかと思うのです。

（編集後記）

◆巻頭言を書きながら、いつも「ネガティブな思考」を批判されていることを想起し、わたしの自己批判的な思いへ動きます。権利条約もポジティブさとネガティブさがあり、ポジティブ思考で使えるところを評価すべきなのかもしれません。ですが、どうしても、反障害運動の生命線であるユニバーサルな性格を踏み外し、「社会参加路線」の中で権利条約が収束されていく、そんな構図がとらえられて、批判せざるを得ないのです。

◆「読書メモ」は、クーンの科学論—パラダイム論から、廣松物象化論関係とつながり、後は科学論関係の雑誌の拾い読みです。澁谷さんの本は廣松さんとのリンク。何かふつつつとした思いも誘発しそうです。権利条約の訳文も読みました。

廣松物象論がパラダイム転換そのものの意味を持っているとの思いも強くしています。

◆権利条約関係の巻頭言と訳本の「読書メモ」を書きながら思ったこと。

結局、法律は今の差別社会の中で作られているもの、結局差別的関係をなくしていく法律など、この差別社会の中で作りえないのではないかという思いを抱いています。部落解放運動の中で語られていた「法律で差別をなくすことはできない」という提言が蘇ります。

◆「反障害原論」は、反障害運動の方向性を巡る議論、今回巻頭言で書き綴っていたことを織り込んでみました。いまひとつつきりしませんが、なんとなく方向性の提示になっているのではと思っています。これで一応最後までいきました。これから、まとめる作業で、なんとか出版にこぎつけたいと思っています。

◆さて、「反障害原論」をまとめる作業と平行して、この「反障害通信」を出してきたのですが、「反障害原論」を一応書き終えたところで、この「通信」の目的のひとつを終えたわけです。

で、ともかく、「反障害原論」をまとめる作業に集中したいので、しばらく「反障害通信」をお休みします。で、いくら個人の域を脱しないとは言え、研究会を名乗った以上、まったくお休みにする、少なくとも外に向かっての活動を停止するわけにもいかず、「読書メモ」と「雑感」というところでいくらかなりとも接点を維持し、それをブログという形で出して、つなぎたいと思っています。

新年までには始める予定。HPのトップから「ブログ」でリンク

ブログのタイトルは「たわしの雑感&読書メモ」

URLは <http://blogs.dion.ne.jp/hiroads/>

ひょっとしたら、ブログが貯まって行ったら、それを「通信」という形でまとめて出すことがあるかも知れません。まだ、未定です。

兎も角、「反障害原論」をまとめる作業に力をいれます。

とりあえず、難解なメモ的な「通信」に付き合ってください読者のみなさんに感謝の言葉を述べて、「通信」を仮にとじます。

ありがとうございました。

反障害研究会

■会の性格規定

今、□障害□という言葉ほど混乱した使われ方をしている言葉はありません。わたしたちは「障害者が障害を持っている」という医療モデルから、「障害とは社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」という「障害の社会モデル」をとらえ返し、更に、「障害とは関係性の中で、「障害者」に内自有化する形で浮かび上がる」という障害関係論への、障害概念のパラダイム（基本的考え方の枠組み）の転換を図ります。そのことを通して、障害のみならず他の差別をなくしていく反差別の理論を作り上げ、その運動に参画していきます。このホームページにアクセスしてきた方との議論の中で、ともに深化と広がり求めていきたいと願っています。

■連絡先

Eメール hiro.ads@f7.dion.ne.jp

HPアドレス <http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/>